

## 県内事業者の SDGs 推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

鳥取県が行う事業者向け SDGs 推進関連事業（以下「事業者向け SDGs 推進事業」という。）に対する企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）の受入を促進するため、企業版ふるさと納税を通じた寄附に関心を有する企業（以下「寄附見込企業」という。）へ事業者向け SDGs 推進事業の周知を行うにあたり、創意工夫により最も効果的に実施できる者を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行う。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

県内事業者の SDGs 推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託（以下「本業務」という。）

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月10日まで

#### (3) 業務内容

別添「県内事業者の SDGs 推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 委託料・委託料上限額

本業務に要する費用（以下「委託料」という。）の算定は、成果報酬か定額料金のいずれか、又はその複合型によるものとし、当初契約においては金1,100千円（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「委託料上限額」という。）を上限とする。

ただし、この金額は契約予定金額を示すものではない。

なお、成果報酬型は受託料率を示すこと。この場合、寄附件数の著しい増加等により、委託料の総額が委託料上限額を超える場合、委託料上限額を増額する場合がある（ただし、鳥取県の予算が措置された場合に限る。）ので、委託料上限額を超えて寄附の獲得が見込まれる場合には、その時点で改めて契約変更について協議を行うものとする。

### 3 プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行う。

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次に掲げるいずれかの税金を滞納している者でないこと。
  - ア 鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）
  - イ 法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。）
  - ウ 消費税（延滞税等を含む。）
  - エ 地方消費税（延滞税等を含む。）
- (4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する者を役員、代理人、支配人又はその他の使用人としている者でないこと。
- (5) 法人格を有していること。
- (6) 令和5年5月1日（月）から本業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 仕様書の4で定める業務内容について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び鳥取県の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 共同企業体（コンソーシアム）によることも可とするが、この場合、構成員のうち1社を共同企

業体を代表する企業（以下「代表企業」という。）として定めることとし、当該代表企業が（１）の要件を満たすとともに、全ての構成員が（２）から（６）までの要件を満たし、共同企業体として（７）の要件を満たしていること。

## 5 契約締結までのスケジュール（予定）

プロポーザル公募開始	令和5年5月1日（月）
参加申込書の提出期限	令和5年5月12日（金）午後5時15分
参加資格の有無、プレゼンテーション日程通知	令和5年5月19日（金）まで
質問書の提出期限	令和5年5月19日（金）午後5時15分
企画提案書等の提出期限	令和5年5月26日（金）午後5時15分
プレゼンテーション、審査結果の通知	令和5年6月上旬（日程は別途通知する。）
契約締結	令和5年6月中旬

## 6 質問及びそれに対する回答の方法等

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書を提出すること。ただし、参加申込書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、共同企業体の場合は、代表企業が取りまとめて質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式1）

(2) 提出方法 電子メールで10の場所へ提出すること。

電子メール以外による質問には応じない。

なお、電子メールで質問を提出する前に10の場所に連絡すること。

(3) 提出期限 令和5年5月19日（金）午後5時15分まで

(4) 質問への回答 インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/310625.htm>) において令和5年5月23日（火）までに回答する。

## 7 応募手続

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に従い参加申込書を提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合は、代表企業が構成員にかかる提出書類を取りまとめて提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者でない場合は、次の書類

a 納税証明書（参加申込書提出日前3月以内に発行されたものであり、かつ、参加申込書提出日前1年以内において納税義務が発生したものに限る。）

(a) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3）

(b) 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。

b 登記事項証明書（参加申込書提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

c 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる

## 書類

### d 役員等名簿

(ウ) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）。

イ 提出部数 一部

ウ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）により提出すること。

なお、持参の場合は、事前に10の場所に連絡すること。

エ 提出期限 令和5年5月12日（金）午後5時15分まで

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

オ 参加資格の確認結果の通知

提出された参加申込書等の書類を審査し、参加資格の有無について、令和5年5月19日（金）までに通知する。

## (2) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、参加申込書提出の後、企画提案書等を作成し、下記に従い提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合は、各構成員の役割分担と業務の実施体制を明確にして企画提案にかかる書類を作成し提出すること。

### ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式3）

(イ) 企画提案書（様式自由、原則A4版15枚程度以内とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。）

(ウ) 業務フロー図（様式自由、ただしA4版とする。）

(エ) 業務実施体制調書（様式4）

(オ) 管理責任者調書（様式5）

(カ) 担当者調書（様式6）

(キ) 会社概要及び業務実績（様式7）

(ク) 見積書（様式8）（2（4）に示す委託料上限額を超える金額が記載された見積書は無効とする。）

(ケ) 企画提案書提出の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

### イ 企画提案に係る書類の提出

(ア) 提出期限 令和5年5月26日（金）午後5時15分

(イ) 提出場所 10の場所

(ウ) 提出部数 5部（押印が必要なものは一部のみ。残りは複写可とする。）

(エ) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）により提出すること。なお、持参の場合は、事前に10の場所に連絡すること。

## 8 評価方法

(1) 以下の審査会を設置する。

ア 名称 県内事業者のSDGs推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

イ 構成人数 3名（予定）

(2) 評価方法・基準

審査会においては、あらかじめ提出された企画提案書等、(3)の方法によるプレゼンテーションによる企画提案書の説明及び提案者との質疑応答を受けて、「県内事業者のSDGs推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託プロポーザル審査要領」に基づき行う。

(3) プレゼンテーションの開催

プレゼンテーションの日程等詳細は令和5年5月19日（金）までに参加者へ通知する。

ア 日時 令和5年6月上旬予定（時間未定）

イ 実施方法

(ア) 対面又はオンラインにより実施する。

(イ) プレゼンテーションは一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

## 9 選定方法

(1) 選定方法

8の評価方法により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/310625.htm>) で公表する。

通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載する。

また、公表する内容のうち審査結果については、契約者名及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載する。

## 10 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220（鳥取県庁本庁舎 7階）

鳥取県商工労働部商工政策課 的場

電話 0857-26-7602 /ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール [shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp)

## 11 契約の締結

9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 12 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 13 業務の要件に反した場合の取扱い

受注者が本業務の実施に当たり契約の要件に反した場合には、鳥取県は契約の全部又は一部を解除することができる。

## 14 開示請求

受注者が提出した企画提案書等一式は、鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

## 15 その他

### (1) 企画提案書の無効

4の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

### (2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

### (4) 提出された企画提案書等は返却しない。

### (5) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。

### (6) 参加申込書及び企画提案書等の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとする。

### (7) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。